

第8回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和3年1月27日

1. 開会日時 令和3年1月27日(水) 16時00分
2. 閉会時間 令和3年1月27日(水) 16時28分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 17名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 17名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後4時00分開始

議長

只今より、第8回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・委員、・番・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・委員、・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページから2ページに記載のとおり、11件 16筆 18,766平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページに記載のとおりで、7件 10筆 16,975平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集4ページ1番に記載のとおりで、申請地 287平方メートルに木造2階建貸家を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しており

ます。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は．．．．の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側は道路、西側は申請者の農地となっております。

造成し、擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番と関連がありますので、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番を一括して上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について説明します。

第2号議案 計画変更承認申請については、議案集5ページ1番に記載のとおりで、平成・・・年・月・・・日付け長崎県指令・・・島振農第・・・・号で、社宅用地として許可を受けていましたが、計画が中止となったため、転用者及び転用計画を変更したいとの申請です。

これに伴い、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番となります。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ1番に記載のとおりで、申請地314平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番、及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・・の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側は里道を挟んで農地、西側は農地となっております。

現状のまま利用し、ブロックを設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請1番及び第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案の1番について、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集6ページ2番に記載のとおりで、申請地 370平方メートルを借り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10^{ヘクタール}未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は使用貸人の農地、南側は農地、西側は宅地となっております。

盛土造成し、石積みを設けて、雨水は溜枡を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ3番に記載のとおりで、申請地667平方メートルを譲り受け、資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側及び西側は農地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ4番に記載のとおりで、申請地50平方メートルを譲り受け、隣接する宅地と一体に資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・ ・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は中安德町の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、

ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

本件については、先月の総会で違反転用事案としてご審議いただき、追認許可申請を行わせることとし、県に報告書を提出することに決定されました。

その後、県から追認許可相当と判断する旨の通知をいただきましたので、今回、追認許可申請を行おうとするものです。

譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ5番に記載のとおりで、申請地422平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・ ・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は譲渡人の宅地、東側は譲渡人の山林、南側は山林、西側は農地となっております。

現地は住宅用地として利用されており、雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
・番 委員の退場を求めます。

(. 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから24ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 70件 211筆 255,318.86 m²

耕作権の再設定 4件 11筆 8,786.00 m²

合計 74件 222筆 264,104.86 m² です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集25ページに記載のとおりで、

1件 1筆 1,103 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・番 委員の入場を求めます。

(. . . . 委員 入場)

議長

第4号議案は承認することに決定いたしましたので、報告します。

次に、第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、

・番 委員の退場を求めます。

(. . . . 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

議案集の26ページから36ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、203筆250,065.86平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページから5ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、51名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

なお、自己の農地を機構に一旦貸して、自分で借り受ける案件が多く見受けられますが、これは地域の農地をまとめて機構に貸し付けると交付される地域集積協力金を受けることを目的に、今回、三會原土地改良区内の農地を機構を通して貸借するためです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

・番 委員の入場を求めます。

（. . . . 委員 入場）

議長

第5号議案は承認することに決定いたしましたので、報告します。

議長

以上で、第8回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第8回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時28分